

## 意見交換会の概要

### (1)実施日時・参加者数

実施日	時間	学童保育所	参加者数
6月29日(日)	9:00～10:30	第一小学童	4名
	11:00～12:30	第三小学童	3名
	15:30～17:00	桜台小学童	4名
7月1日(火)	19:00～20:30	七次台小学童	4名
7月2日(水)	9:30～11:00	指導員会	27名
7月3日(木)	19:00～20:30	大山口小学童	8名
7月6日(日)	11:00～12:30	池の上小学童	9名
	13:30～15:00	清水口小学童	15名
	15:30～17:00	南山小学童	3名
		合計	77名

### (2)放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準を定める条例

#### ①条例制定にあたっての市の方針

条例を定めることにより、施行と同時に待機児童が生じてしまったり、最低基準を満たすことができずに運営が滞ってしまうことのないよう、現行の整備状況、入所児童数を考慮し、検討したことを説明し理解を求めた。また、最低基準を理由に現行基準を低下させてはならないとされていることから、市の維持していく水準や目標とする水準については、条例の最低基準とは別に引き続き検討・協議することとした。

#### ②主な意見と回答

項目	意見・質問	市回答
職員	職員の資格が規定されるが、資格の無い専任の指導員を雇用してはいけないのか。	専任の指導員と、条例で資格が義務付けられている「支援員」とは別である。雇用することは問題ではないが、「支援員」としてのカウントはできない。
	保育士の資格や教員免許があれば、支援員になるのか。	要件とされている資格に加え、県の研修を受ける必要がある。研修の内容は夏を目処に示すとされている。明らかにすれば周知する。
	支援員二人の配置は必須としてほしい。我孫子市などは二人必須としたと聞いている。	以前県に確認したところ、支援員に関する内容は従うべき基準とされているため、国基準どおりの内容としてほしいとの確認をした。そのため、二人のうち一人は補助員とすることができる内容を市の最低基準としたい。他市の状況については確認をする。
	支援員は二人いないと現行の水準を保てない。	あくまで最低基準であり、それ以上の配置してはいけないということではない。この条例でも最低基準を理由に現行基準を低下させてはならないとあり、この基準により委託料を下げるという事ではなく現行の委託料の水準は維持していくが、すぐに支援員を二人配置できない学童保育所もある。

項目	意見・質問	市回答
児童の集団の規模 (支援の単位)	児童の集団規模40人以下について、班編成により対応して欲しいとの説明があったが、具体的な対応は？	40人ごとの施設整備は難しいため、同じ学童保育所内で班編成により対応して欲しい。パーティションによる対応など詳細な内容についてはできるだけ適切な支援が出来るように引き続き協議していきたい。
	児童の生活の場なので施設・設備等それぞれ独立した形状でないと子供達の生活環境は保障されない。	施行時までには施設整備による対応というのはいくつかできない。
	どのように計画していくのかというのを示してくれないと親も子も指導員も不安である。	40人以下の集団規模については、施設整備は要件とされており、40人以下の施設整備をいつまでに行なうと示すのは難しい。当面は班編成で対応し、支援員の配置基準は40人を単位として満たして欲しい。
施設・設備	専用区画の一人当たりの面積1.65㎡について、「児童の数」の考え方を登録数の80%とされてしまうと、夏休みなどは平日よりも多くの児童がくるため、あくまで登録数でみて欲しい。狭いと児童のストレスになりトラブルも増える。	条例は最低基準であり、国の考え方と同様利用実態に近い人数で考えたい。ただ、現行水準の維持についての検討も必要であり、たとえば実際に普段は利用していない静養室については、専用区画の算定面積から除いた水準を維持する等、条例の最低基準とは別に検討・協議が必要。
	施設整備の優先順位はあるのか。	池の上学童保育所が条例基準を満たしていないため、まずは池の上学童保育所。それと桜台もかなり手狭になっているため、施設整備が必要。その他は今後の人口推計やニーズの把握に努め必要性を検討する。
	必要があれば新設してくれるのか。	まずは、既存建築物の有効活用を検討する。学校の余裕教室等の活用が優先。
	七次台学童保育所は、学校から来年は1教室を返してもらっても言われている。返してしまったら条例基準を満たさなくなるのではないのか。	現在の入所人数だと余裕はない。教育委員会と協議していく。
定員	専用区画一人当たりの面積が条例化されると、定員を決めなければならないのではないのか。	受け入れ出来る人数が決まってくるため、そうなる。
	待機児童が出るのではないのか。	現行の整備状況や入所児童数を考慮し施行と同時に受け入れができなくなるような状況とならない様、経過措置の検討を行なった。将来的には待機児童が生じない様児童数の推計やニーズによる計画的な整備を検討するが、場合によっては待機児童が生じる事もあり得る。
	定員を設けないという事も可能か。	最低限の質の確保という意味で最低基準を設けるので、国の基準は確保していきたい。定員は設けることとなる。

項目	意見・質問	市回答
開所時間	土曜日の開所時間は3時半までのところが多いが実際のニーズに合っていない。	開所時間については、基準案の午後3時半までという内容を見直し、国の基準である8時間以上とする。
	8時間だと、午前8時からの開所だと午後4時までしか開所できずニーズを満たさない。	8時間ではなく、8時間以上とするため、実際は平日と同様6時ないし7時までの開所に対応してもらおう。

### (3) 運営方式

#### ① 運営方式に関する市の考え

子供子育て支援事業計画に係るアンケート調査等や運営委員会の役員から保護者への負担が大きいとの意見があり、今後他の運営方法が可能かどうか検討の足がかりとしたい事を説明。具体的な調査・研究は引き続き行ない、移行する場合にも保護者と十分な連携を図ることとした。

#### ② 主な意見と回答

意見・質問	市回答
職員の雇用や、会計事務の負担が大きい。その部分だけ市でやってもらえないか。	保護者会による運営というかたちで、部分的に切り離して市が行うことは考えていない。その部分が負担で運営が困難ということであれば、別の運営方式を検討し、保護者の関わり方をしっかり決めていくべきと考える。
公設公営は、何年前にも無理だと言われたことがあるが、今回は検討するのか。できるのであれば最初からやってくればよかったのではないか。	これから検討・協議していく段階において公設公営を最初から除くのではなく、コスト的な検討や職員の処遇の問題等それぞれの方式でできること、出来ないことの検討が必要であるため、最初の段階としては公設公営も含めた。
実際に公設公営となるとどんな問題があるか。	職員の継続雇用を望む声があるが、専任の常勤という雇用形態で、公設公営で継続雇用するのは難しい。
他の事業者に移行すると保護者の意見が反映されず、条例基準だけ守ればいいのかということ保育の水準も維持できないのではないか。	この条例では、最低基準を理由として現行の設備運営を低下させてはならないとあるため、現行水準は委託契約での内容等により維持していくし、保護者との連携という部分に関しても条例に位置づけられる。
市としてはすでに方針があり、運営方式を変える方向に持っていくとしているのではないか。	あくまで負担が大きいという意見があることから検討を始めるもので、まだ具体的な検討には至っていない。移行するにも慎重に時間をかける必要があると認識している。
移行した場合のメリット・デメリットがわからない。	今後も引き続き協議を続けていく中で、市も調査・研究し、それぞれの運営方式でできる事、出来ないことなどを示していく。